

平成30年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成30年7月2日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年7月2日 月曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年7月2日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成30年7月2日 0時9分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	大 倉 博		6 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第2回笠置町議会会議録

平成30年6月12日～平成30年7月2日 会期21日間

議 事 日 程 (第3号)

平成30年7月2日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年6月第2回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

第2日目に引き続き行います。質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

5番議員、大倉博君の発言を許します。先日の続きから行ってください。大倉博君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。簡単にちょっと時間をいただけるそうなので、前回の経過をだけ説明させていただきます。

前回、新聞記事によりますと、LEDの関係で300万円をどうするかと、議会と町長は相談させていただきたいということで、12日にまず1回目相談ありました。それは給与1割カット6カ月間、300万円余りは検討させてくださいと、そして19日の朝一番にその結果を報告しますという話やったわけです。そして、その結果給与1割カット、300万円は連帯保証人として支払うと明言されました。そして、私がこの新聞に基づいて質問しましたら、20日には何と給与は1割カットですけれども、300万円余りは笠置町でお願いしたいということで、前回途中でもめて全体会議終わった途中なんです。そこからまた始めさせていただきます。いいですか、町長。

町長、なぜこういったころころというか——後でまた言うこともあるんですけども……19日に言ったことを20日に変わっておる、何でころっと変わるんですか。その辺聞きたいことで、前回たしかそうやったと思うんです。まずそこから。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 突然私の考えが変わったということにつきましては、本当に申しわけなく思っております。熟慮に熟慮を重ねた結果、ああいう発言をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。それでは、このことについて上級官庁である京都府のほうに相談はされましたか。された場合にその結果はどうやったんですか、その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 京都府の方にも相談をいたしました。中身については副町長のほうから御報告をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

この件に関しましては、やはり町単独で判断をしていくということもございますが、さまざまな問題がないかどうか、いろいろなところの御意見あるいは法律的な判断もいただく必要があらうかと思ひまして、情報収集といえますか、最終的には町が判断すべきことなのですが、意見をお伺いさせていただくということで、京都府並びに顧問弁護士の御意見を聞かせていただきました。

結論というわけではございませんけれども、クレジットというものの商行為といえますか、それに基づく連帯保証人としての立場というものはやはり明確に決まったものがあるという御意見、それからこれがどういうふう処理されていくかということによるんですけれども、やはり支払い先が今後の、例えば公職選挙法等で影響ないかどうかということも十分考えなければならないという指導もいただきました。そういった点、情報提供させていただいております。

最終的に、それらに基づきまして町長のほうで検討いただき、御判断をいただくということで委ねております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。副町長の簡潔な、何か答弁になっているようななっていないような、何か感じたんですけれども。

それじゃ、このクレジットカードの保証人は、わかさぎの社長として当然に契約されて、保証人は西村典夫がなっていますね。例えばがこれを私が、大倉博が保証人となってわかさぎがぼしゃになったら、私が債務を、権利というか支払いをしなければならないわけで、私もこういった感じで職場で昔、人の家の借金の場合にこの判こを押したことがあります。これは民事の関係で、私もそれはもう、当時押したときにはその人の借金を払うという感じで押しましたよ。

町長、これどうなんですか、ね。わかさぎの社長として、個人として連帯保証人になっているんですよ。そうするとやっぱりこれは連帯保証人が、わかさぎはもうぼしゃになるというかね、そうでしょう。そういうことで19日には支払うとおっしゃったんです。ね、1日で変わるっておかしいんですよ。

これはもともと4月19日の臨時議会で300何万が出てきたんですよ、機械云々とか書いてあってね。それが何かということで、やっこの契約書がそのときに出てきたんですよ。そうでしょう、4月19日ですよ、それからもう2カ月余りたって1日どころっと変わるといのが不思議じゃあないんですよ。もう思い切って出さないよ。

そして、町民の方もびっくりしたんですけども、26日に議員集められてやって、町長が出てこられて、町長が言われたことを町民の方がもうしゃべっておられました。町長、あのときどないおっしゃりましたか、私から言いましょうか。補正予算を出して否決されれば連帯保証人として支払いますとまた言われて、そこでまたおじゃんになったんですよ。そのことは私、町民の方から聞いてびっくりしたんですよ。もうそんなことすぐに町民の方知っておられる方もおられるんですよ。

19日といい、26日に、そのときはもうみんな26日散会になりましたでしょう、怒って。当たり前の話ですよ。そんなふらふらした町行政をやって、これだけやっていて町民もしかりですけども、京都府とかいろんな近隣の市町村とか、恥ずかしい話なんですよ、町長。

今回も補正予算上がっていないけれども、今回ね。上がっていないのにそういうことをおっしゃるといことは、自分でやはり支払うということですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 支払う覚悟は持っておりますが、LEDは町の施設いこいの館に付随している施設でございますので、町で予算化をお願いしていきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、その理論は違いますよ、そうでしょう。わかさぎの社長として契約されているんでしょう。連帯保証人は西村典夫ですよ。それで私もこの前、町長が何か民法で、誰かが質問されたら求償権とか何かおっしゃったけれども、そのほかでちょっと探しておいたら、保証人の要件というのは行為能力者であると、だから西村典夫はあそこに年収が900万円で家族が何人とかいろいろ書いているんですよ、契約書には。払う能力がある

から西村典夫になっているんですよ。

私もこの前町長が求償権とかおっしゃるので、求償権の話はそんなもの、裁判か何かになればしたらええ話でね。私それたまたま見ていたら、保証人の要件というのは行為能力者、なるほどなと思って。だから行為能力者が西村典夫で住所書いて、900万円、家族何人とかいろいろ書いてあるんですよ、ね。これはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回のLEDはクレジット会社のものでございます。一日も早くクレジット会社からいこいの館のものになるようにクレジットの返済をして、それを町に移譲していく、そういうのが一番、ベストな形であると私は考えておりますので、このLEDの後のクレジットの残につきましては予算化をお願いしていきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、まず振り返ったら、これ平成28年7月ごろからですね、ずっとクレジットの副町長の調べられたん読んだらね。そのときにはいろいろやっぱり新聞報道では最初は私知らなかったと言うけれども、後でまた知ったということやけど、1年半前のことを500万円の金を知らないというのはまずおかしいんですよ。副町長が綿密に調べたん、ありますよ、もらったん。ね、おかしいですよ、町長。

そうすると、この28年7月、それやったら、町で出してもらおうというんやったら、何で一番最初に議会に相談されなかったかというのが、まず1点それね。そうでしょう、町で出してもらおうということはなぜ議会に相談されなかった、それが不思議でしゃあないんですよ。ね、なぜされなかったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このクレジット契約、LED工事に関しまして全く私の錯誤であったということにつきまして、本当に迷惑をかけてしまったということにつきましては、本当に心からおわびをいたします。議会に当然報告すべきことでございます。そのことにつきましては本当に怠ってしまった、そのことに尽きると思っております。申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。町長、答弁なってないですよ、そんなことで謝ってもらっても困るんですよ。

そういう、まず議会を軽視したというか、それで後になったら出してくれと、そんなおかしいことないですよ。500万ものお金ですよ、しかもLED、いこいの館全館じゃなしに

一部分ですよ、あれ見たら。この前もちらっと言いましたけれども、2階の食堂のところなんか、もう電気が切れかかったようなちかちかしたのもあるしね、全館やったるかと思ったからそうでもないんですよ。500万円やったら私、全部やっているのかと思ったんですけども、一部分ですよ、何がLEDですか。

それと500万ですけども、何で見積もり3社ぐらいに見積もりやって、何でやられなかったんですか。あんなもの、契約期も5年リースで70万円もリース代払うんですよ、もったいない話ですよ。普通やったらそのぐらいで430万で議会がオーケーしたら、それで70万助かっているんですよ、なぜこういうことが起きるんですか。

だから当然、連帯保証人として払うとおっしゃっているんですから、払ってくださいよ。これは私は——ほかの方はどうかわかりませんよ、私は賛成できません。町民の方もいろいろ私に電話もすごいかかってくるね、いろんなことを言われます。きょうも朝歩いてきたときに、車がわざわざとまって言われた方もあります。

やはりね、町民を、我々も町から付託受けて議員になっておるわけですよ、そうころころね。そうすると、まずこれだけ違って町の運営自体がどうなっているかと心配するんですよ。町長、支払ってください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、LEDは町の施設いこいの館の施設でございます。LEDはその工事によって効果も発揮しております。そういうことも鑑みまして、補正をお願いしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 町長、何遍も言いますが、そんなオウム返しのような、何を言ったって話になりませんよ。それだったらまた最初——同じこと言うのは時間の無駄なんですけれども、最初やったときに全館とかそういう話もなかったんですか。さっき言ったように議会に何の相談もせずに、私は勝手にクレジット契約をやる、自分で判こを押してやられているんでしょう。先ほど言ったように、私が連帯保証人になったら私がわかさぎにそのまま肩代わりして払わなあかんのですよ、もし。もし私が名前を書いていたら、私が払わなあかんのですよ。それは町長、同じことですよ。これは民法になるのか知りませんが、そういうことは何ぼでも、世間、世の中には連帯保証人が幾ら払っておられる方も幾らか……世間の常ですよ。連帯保証人が逃げて、連帯保証になるというのは先ほど言うたように、民法上の関係では、先ほど言いましたように、私も調べたらそういうことですわ、先

ほど言ったように、債権できる人でないとだめなんですよ、こういう能力、弁済をする資力を有する人しかできないんですよ、この民法の見ていましたら。だからそのために、町長はそういうふうに、先ほど言いますように、住所、氏名、ね。それで年収900万円、家族4人と書いてあるわけですよ。支払ってください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 補正の対応でお願いをしていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、何度も言うのほんまに時間の無駄ですけども、12日に返答、6カ月10%、300何万円はどうされますかと言うたら、検討させてください、吟味させてくださいと。19日に返事させてもらいます。19日の返事は1割カット、10%、ね、みずから言われたんですよ。そして連帯保証人である西村典夫、私が支払うとおっしゃったんですよ。それを1日ころっと、20日に質問したら町で支払ってと、今の答弁と同じことですよ。

そして、先ほど言いましたように、町民から……26日の全体会議やったかな、そのときに町長ね、言いましたように補正予算が通らなければ連帯保証人として支払うとおっしゃっているんですよ。それは町民の方も私も、言わないと思っていたんですよ。町民の方も、言っておられるんでびっくりしたんですよ。2度もそういったことを……ばかにしないでくださいよ、町民を。愚弄ですよ、それ。

議長（杉岡義信君） 町長、今の答弁。今の大倉議員の。町長。

町長（西村典夫君） 1日しかたっていないのに私の考えが180度変わったということにつきましては、先ほど来申し上げましたけれども、本当にこのことにつきましては悩み悩み、迷い迷い、いろいろな人からの意見も聞き、最終的にこういう形をお願いをしてこういうことになりました。結果的に町民の方を愚弄したと、そういう言葉を言われても仕方がないのかなという思いもします。これにつきましては本当に私の優柔不断な態度がこういう結果につながったということにつきましては、本当に申しわけなく思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 答弁もらっていないけれども、26日に言われたことを、否決されたら責任者としてね、出すとおっしゃったんですよ。それであのとき散会になったんですよ、覚えていませんか。その返事はどうなるんですか、同じことですよ。

26日に同じことを、町長は私が連帯保証人であるから、否決になれば出しますとおっし

やったんですよ、これには私もびっくりしたんですよ。ほかの町会議員の方もおられて、みんなそれで散会になったんですよ、ばかにしないでくださいよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 支払う覚悟は持っておりますが、先ほど来申し上げますように、町の施設でございますので町のほうに補正をお願いしていきたい、そういうのがあるべき姿というふうに今は思っていますので、補正をお願いしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

再三言われているんですけども、そんなことは、私が聞いているのは26日に否決されたら出すとおっしゃっているんですよ。今の答弁とは全然違いますやん、ね。

ほんまにこんなことで、余りもう時間ないの、質問事項も入れてあるんですけども、情けない話です、堂々めぐりですよ、これ。だから町民の方も見ておられてどう思われるのか知りませんが、町長、本当に12日に政治生命をかけるとおっしゃったんです、そのときに、12日に。6カ月分10%、政治生命で言われたんですよ。安易に、私前から言っておりますけれども、そんな政治生命という言葉使わないでくれ言っておったんですよ。それを言っているのに、言って吟味されて19日にその結果でしょう、そんなばかなことないですよ。

それで26日の話、これでまた今、町民の方テレビ見てる方どう思われるのか知りませんが、町長、残念です。この関係は堂々めぐりになりますから、もう本当にまだ質問したいけれども、堂々めぐりですからね。これは町民の方とか、私議会で本当にこれ——例えばこれ1カ月8万何ぼ、支払ね、これがずるずる上がってこないから、毎月わかさぎから、JAの農協から引かれるわけですよ、あれ8万何ぼ。そんなら逆に支払うとなれば300万が250もあり、何回か放っというて9月議会で補正上げてね、もし通らなくてもだんだん減ってくるわけですよ。ただ、わかさぎも清算しなければならない金額もあるんですよ。

議長（杉岡義信君） どれを質問されて、どれを答弁ほしいのですか。このままずるずるといったらちょっとニュアンスが違うと思うので、答弁は……

5番（大倉 博君） ちょっと待ってくださいよ。

議長（杉岡義信君） いやいや、質問は質問して、その質問によって町長は答弁するから、そのところをちょっと。

5番（大倉 博君） だから19日のこととね、また26日に自分で支払うとおっしゃったの

にね。その支払うと言うてんのに、答弁が食い違うんですよ。これはいこいの館のあれやか
らって、それちょっとないでしょう。

議長（杉岡義信君） そのことに関して答弁欲しいの。

5番（大倉 博君） だから答弁くださいと言うてんねん、払うておっしゃってんから。

議長（杉岡義信君） 町長、答弁。

町長（西村典夫君） 何回も同じことの繰り返しになります。堂々めぐりかと言われましても、
支払う覚悟は持っております。

何回も申し上げますけれども、いこいの館は町の施設でございます。それに付随する
設備でございますので、町のほうで予算化をしていただくというのがベストの形であると私
は今現在考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この関係はもう堂々めぐり、きょう怒られるんか知りませんがね、やはり町民の方
もどう思われるのか知りませんが、答弁聞いていても何らほんまに首長として、本当
にどういうふうか、これがこれだけ違って町の仕事でもそうなるのか、心配しますよ。この
件はまたいづれ議長、またやらなければなりません。そうでないとずるずると、その19日
と26日の件は払うとおっしゃってんねんから、何かよくわからない。この件はもう堂々め
ぐりなんで終わりますけれども。町長、しっかりしてくださいよ。本当に情けないですよ。

次に、副町長は5月30日のいこいの特別委員会で、私も質問はもうやめておこうと思
っておったんですけれども、えらい厳しいことを町に対することをおっしゃっています。「こ
の町はあきれて物が言えない」、「行政は何事やってきたのか」、「笠置町の未来はどう
あるのか」、「地方創生はどうするのか」、このことをおっしゃいました。私、思わずメモ
しました。本当にこの1年間、1年過ぎて副町長、こういった厳しい意見はなぜ、1年過ぎ
て、笠置町に入られてこういうことを思われたと思うんですけれども、こういった思いで言
われたんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

いこいの館の特別委員会におきまして、大変厳しいといいますか、率直な感想を、特にい
こいの館をめぐるいろいろな問題に関しましてどうだったんだろうということを、大変私自
身もわからないことがたくさんあり、そしてそれが適切に処理をされてきたのかどうかさま

ざまに検証した結果、大変いこいの館をめぐるいろんな動きというのは、当時と違いますか
すっきりしないものがやっぱりあったんではないかなと。

特に有限会社わかさぎというものがあり、そしてその下に民間会社2社が委託を受けてい
た、それにしてはやはり民間会社でありながらお客をふやす、またサービスを提供する、ク
レームに対応する、さまざまなことが迅速にできておらず、的確にできておらず、そしてそ
れを指導する立場もやはり有限会社わかさぎ、そして町当局も適切に行われていることがな
かなかなかったということも含めて、そういう自戒の念も込めてそういう発言をさせていた
だきました。

役所といますか行政が直に手を下せるということではなかなかなかった、あったとして
もやはり指導するという、条例に基づいたあり方というのがあったんではないかなと、その
ように思っております。

感想として、そのときの発言でありますけれども、私自身がいこいの館を通していろいろ
と受けた思いというのがそうであったということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、副町長を招いて1年、参与から受けて1年余り、こういう厳しい見方、やはりよそ
から来られた方はやっぱり厳しい物の見方をされておるんです。これに対して町長はどのよ
うに感じておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 副町長から提言をいただいたと思っております。その提言につきまして
は、すごく重たく受け取っております。特別委員会での副町長の発言につきましては、今副
町長のほうから報告があったとおりでございます。その内容をしっかり吟味して、私たち行
政に当たる者がそういう提言をいただきました内容について、真摯の行政運営をしてまいり
たいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

副町長は御存じのように、平成25年1月から不在になっていたわけですね。そして去年
の6月議会から副町長ということで。最初は町長も参与を何でいきなり私が副町長にしま
ったとかいう懸念があるとか何かおっしゃっていましたが、この懸念というのはどう
いうことやったんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の懸念と申しますか、私個人の考え方になっていたと思うんですけども、やはり副町長という立場で来ていただく方は、やはり笠置町のいろんなことを隅々まで知っていただいて、きめ細かな行政ができるような方ということで思っておりました。副町長におかれましては、笠置にもかなり今までもかかわりを持っていただいておりますので、そういうことも十分かなと思っていたんですけども、ある一定期間参与という立場で、笠置町のことをもっと詳しく知っていただいた上で副町長になっていただきたい、そのような私個人の考え方でございました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、それは副町長に対して、私この前、去年の今ごろ言いました。副町長に失礼に当たりますよと言いました。その件はいいですわ。

それで、副町長、この1年間、去年6月からいろいろと私に精査といいますか、問題、副町長が来られてからトラブルばかりなんですよ、本当言って。ごめんなさいね。

言います、例えば去年9月議会の決算特別委員会、認定、認定するのに質問したわけです。その質問、答弁する人がおらないんですよ、1カ月休みで。地方創生の大事な予算がたくさんあったんですよ、私はここにも付箋引いて質問しようと思ったら質問できなかつたんですよ。なぜこういうことが起きるのか。

そして、10月からは私は派遣法違反と言っているのに職員を3人、2人とそれから、雇われた方3人で1月大体80万円近くとおっしゃっていました、副町長が。それを6カ月間派遣法違反ですよ、あれは。そうすると3月議会で公益法人に行ける派遣法の条例がつけられました。2カ所行けるようになっています。なぜ今ごろつけられるんかという、私はそれわからないんですよ。明らかに派遣法違反の立場、何遍も私言いますけれども、その反論が何もないんですよ。散々言っておりますよ、私、議会通信にも書いています。何もないんですよ。そして町長はそのときに、行けば抜本的に改革いこいができるとおっしゃった。そういった派遣法の違反まで犯して、そして総務財政課長が大事な企画観光と兼務ですよ。そのときは今、そこに岩崎君おられますけれども、会計管理者も持っておられたんですよ。その1人に3人も同じことを、仕事をね、それは大変ですよ、聖徳太子じゃあるまいし。

そして私は9月議会で、平成30年度予算はめり張りつけたことをお願いしますと言いました。余計予算が膨らんで、これ、財政がもうがたがたになってきますよ。そのことは御存

じだと思えます。そして3月には光熱水費の専決処分の問題、そして今度はLEDの件ですよ。これほんま、言うたら悪いけれども副町長来られてから裏で町長にどういうふうに言っておられるんか知りませんが、本当、今までこんなことはなかったんですよ。

議会も本当に活性化になるのはええんかわからへんけど、前へ進まないんですよ、ね。このことについてはどのように思っておられますか。

そしてこれはどうですか、これはどのように思っておられますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

5番（大倉 博君） 私は副町長にどうかと、今しゃべったこと、副町長のことですよ、副町長に聞いているんですよ。

議長（杉岡義信君） 大倉君、町長が答弁するんです。町長の答弁を聞いているわけです。町長。

町長（西村典夫君） 今、大倉議員の質問をお聞きしますと、副町長が来られたからこういう問題が起る起きてきた、そういうふうに取り扱しました。それは私はいかがな質問かと思えます。

それはあつてはならない質問だと思えます。このことだけ申し添えたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そうじゃないんですよ。たまたまこういうことが起きているということを言っているだけです、ね、今言ったことは。

それで、私は別に副町長に答弁を求めているのに、何で町長がしゃらしゃら出てくるんですか。出てくるとき出てください。

議長（杉岡義信君） どの答弁をしたらええねん。

5番（大倉 博君） もう時間も余りないので、副町長、本当にこの笠置町の少子高齢化、いろんな問題が、先ほど一番最初に言ったように、いろんな問題があります。この笠置町に入つてこられて1年過ぎ、今後それじゃ笠置町はどうあるべきというか、考えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

副町長に就任させていただきました。議会の皆様、そして町民の方々から叱咤激励、御指導いただき、本当に温かいまなざし、厳しい御指導、たくさんいただきました。大変大きな

刺激を受け、学ばせていただくこともたくさんございました。そして何より町職員、一生懸命頑張っている町職員に支えられて1年間仕事をやり遂げることができたのかなと思っております。まだまだ道は始まったばかりなので、これから精励をさせていただきたいと思っております。

私が来てからいろいろな問題が起こった、起こったといいますか、これはいろいろとあった問題はどうかあるべきかということを考えさせていただき、さまざまなことを提起させていただいたと私は思っております。笠置町という町の仕事の仕方というのは、私は初めて来て、これでいいのか、これでよくないのか、さあ果たしてこのままそういう仕事を続けていけば、先ほどおっしゃったように未来があるのかどうかという大変心配なところもたくさんございました。

あえて問題とは言いませんが、これを皆で考えていこうということで表に出てきたことだろうと、そしてこれは改革あるいはよい方向へ向かうため、一時的な混乱というのはあるかもわからないけれども、議会、そして町民、職員が知恵を出し合えば必ずそれは前に向かう。新聞の方々も書いてはいただいていますけれども、やはり温かいまなざしで見ていただいているということもあれば、悪いこともあるということで、大変バランスのよい書き方もしていただいています。笠置には伸び代もあるということ、新聞の方、メディアの方もちゃんと見ていただいている、ありがたいと思っております。

この笠置の町の未来というのは、大倉議員もおっしゃったように、確実に人口が減っていく、これは誰が見てもそうなんです。移住・定住で補うことは当然できません。そして税収がそれに伴い減っていくということも確実です。そういった状況というのを厳しい見方で将来を見据え、覚悟しておかないと、このまま役所がある、このまま予算がつく、今年度はついた、じゃ来年度こうだというやり方でいったら、将来的にはやはり破綻をするということが当然出てくる。そういう危険性があるということ踏まえながらやっていかなければならないというふうに私は思っております。

今、笠置町を取り巻く現状というのは、子供が少なくなってきた、そして若い人も少ない、お年寄りがだんだんふえてきた。そして、人口全体が減って活力が低下してきている。主たる産業といったようなものも、観光産業以外になかなか笠置で新しいものは出てこない。しかし、そういう厳しい現実の中にあっても、笠置の中にいろいろな新しい動きがこの間芽生えてきたのかなというふうに私は思っております。それを皆さんと一緒に知恵を出し合いながら伸ばしていく、それによって少しでもこの先人口減少、財政が厳しいというダメージを

緩和できる、そういう方策を考えていかなければならないということです。

定住人口がふえなければ、笠置にもっと積極的にかかわっていかうという関係人口をふやす、そういったことも対策の一つです。独自財源といったようなものがない町、ゴルフ場の利用税もこの先どうなるかわかりません。であれば、独自財源をどう確保するか、ふるさと納税に真剣に取り組んでいなかったとしたらそれをもっと積極的に取り組めば、笠置といったような町が持っている魅力でもって多くの方々に応援をしていただける可能性もまだあります。しかしながらそれだけでは追いつかない、その部分をコスト削減、定数管理、財源の伴わない単独事業の見直し、予算のゼロベース化、さまざまなことをこれからは検討していかなければならない。そして笠置の町が日本の将来にとってこういう町が生き残った、こういう町がしっかりと存在感を発揮したと言われるように、30年、40年後もそういう姿を国の内外に見せていけるように頑張っていかなければならないと、そんなふうに思っています。

1年と少しでありますけれども、この町は私はとてもいい町だと、1年間過ごさせていただいて町民の方々に本当に温かくよくしていただき、議員の方々に激励をいただき、御指導をいただき、職員に支えられた、ここへ来て本当によかったな。そしてこういう歴史と伝統のあるこの町の副町長に就任できたことは、私の人生にとっては大変名誉なことでありがたいことだと思っております。一層これから皆様方に支えていただき、そして御指導いただきながら、今申し上げたようなことを一つずつ、一つずつ可能な限り前進させていっていただけるように頑張ってもらいたい、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。副町長、いろいろおっしゃって、ありがとうございます。

ただ、今思い出したんですけれども、論語に孔子がこうおっしゃっているんですよ。「巧言令色少鮮し仁」。このようにならないように、努めてお願いします。巧言、巧みな言葉でだましてされないように。言葉はかっこえええけれども、中身が伴わなかったら何もならない。論語に孔子がこうおっしゃっているんですよ、「巧言令色鮮し仁」と思い出しました。巧みな言葉を今物すごくおっしゃった。それに終わらないように頼みます。

あと一点あったんですけれども、時間が来ましたので。地方創生も大事なことがあったんですけれども、これで残念ながら最初にとまどって質問の仕方私悪かったんわからんけれども、時間が残念ながら。先ほど言いましたように、300万余りの金はまたいずれどうい

決着になるのか知りませんが、よろしくお願いします。

私の質問はこれで終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際10分間休憩します。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時25分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。通告書に従い、質問させていただきます。

いこいの館の件に関しまして、二、三質問させていただきたいと思います。いこいの館LED電気取りかえ工事について、事務処理のプロセスをお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館におきまして、LEDに取りかえていこう、という話はかなり前からあったように聞いております。その当時電球の取りかえが頻繁に起こってきており、またお客さんからの暗いという指摘もあるなど、LED化に踏み切った次第でございます。28年6月30日に業者の方から見積書をいただき、その後検討をした結果、7月22日に決済をさせていただき、7月29日に工事を行っていただきました。そういう経過でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 通常、行政が工事を発注するときにはどのようなプロセスで工事を発注されるのでしょうか。建設課長、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

ちょっと突然のことやっただのでごめんなさい、あれなんですけれども。当然工事を発注するに当たっては、要望等、そういった工事の計画を立てた中で予算の確保をしながら工事の発注の準備をするわけなんですけれども、その中で起工何をし、どの業者さんをお願いするかという指名の決済をした中で入札等行った上で工事をするという形になります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 町長にお伺いします。今回のLED工事は何社の見積もりをとられ、ど

ういった経緯で最後契約をなされたのか、お聞かせください。契約書があるのか、工事報告書あるのか、ない場合は瑕疵担保はどうなるのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 見積もりは1社だけでございます。契約書、また完了届などは出ております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

先ほど建設課長にお伺いしたら、いろいろな計画を立て、いろいろな業者を選定し、最後工事請負契約をし、完成報告書をもらい、完成検査をし、普通公共事業というものは終わるというように僕も認識はしているんですけども、今回いこいの工事については全てないと、これ、瑕疵担保はどうなるんですか。

普通工事が終わり、一般住宅の場合は15年の瑕疵担保があるように僕の中では認識しているんですけども、いこいの館のわかさぎの社長として、この瑕疵担保についてはどうお考えなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） LED交換につきましては5万時間使用できるというふうに聞いております。もしもそういう不都合がもしも出ている場合は、業者に対しての瑕疵担保を請求していきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 瑕疵担保はあるという認識でよろしいですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） こういう大きい工事につきましては、瑕疵担保はあるという。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） それについては書類を交わしていただくよう要望を申し上げます。

それで、先ほど大きい工事とおっしゃっているのに、なぜ1社見積もりで工事が実施されたのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そういうところが有限会社わかさぎの立場としてすぐまずかったなという思いであります。その工事の契約の中で、工事費を185万減額するとか、そういうふうなサービスを提案していただきまして、こういう1社だけの見積もりになってしまった、

そういう経緯でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 余りよくわかりませんが、基本的には1社になぜ見積もりがなかったのか、なぜ相見積もりをとらないのか、本当に町に利益がそれであったのかがもうわからないようになるような現象になっているのが、僕にはちょっと理解ができないと。

先ほど大倉議員の質問もありましたけれども、これから先進まないとしますので、僕の中でまとめさせてもらえるとすれば、本当にその工事に至る経過、注文書も発注していないと、その中で書類が全部整っていないにもかかわらず工事が発注されたと。完成して瑕疵担保は今社長があるとはおっしゃったけれども、実際には文書もないので、そういうものはきちっと整えていただき、後世につなげていただきたいと。

9月の議会でもいいですから、この辺の事務処理の仕方を公開制にしていくみたいなものをきっちり明確に出していただきたい。それを実施されているかどうか、たびたびの定例会で随時報告していただきたいということを僕は要望させていただきたい。いこいの館については以上で終わります。

続きまして、地域創生について1つお聞かせください。

実践型地域雇用創造事業について、どのような事業計画なのか御説明ください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

雇用創造事業事業内容でございますが、笠置町は古くから観光産業を基幹産業として進んでまいりました。また、近年では京阪神に隣接してアウトドアが気軽に体験でき、また今後インバウンドの誘致など、増加の見込みのある要素、また可能性を秘めていながら現在の人口減少、また高齢化による担い手不足や特産品がないことが課題となっております。それに加え雇用の機会が少ない、どこかで働きたいと考えていてもなかなか雇用の機会が少ない。こういう現状に対応するために、今回雇用創造事業に取り組んでおります。

具体的には、観光資源を活用しましたアウトドアを基軸とします集客交流産業をコンセプトに、事業主に対しますアウトドアを生かした企画立案、ビジネスプロモーションや地域求職者に対するインバウンド、観光ガイド養成研修などに取り組み、観光商品の開発などを行うことによりまして、雇用機会の拡大を目指しております。

具体的には、国のメニューに基づきまして、1つに雇用の拡大メニュー、もう一つ人材の育成メニュー、あと就職の促進メニュー、最後に雇用の創造実践メニューといいまして、特

製品の開発などに取り組む、こういった内容が現在の事業計画として国に提出しております。
以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。端的に実現可能でしょうか。

議長（杉岡義信君） 課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回提出いたしました事業内容につきましては、笠置町の今の現状、また今後の展開、見通しなどを盛り込んで計画した内容でございます。この計画、実現できますよう、今現在4人の実践支援員、事業推進員、また商工観光課、また一般スタッフ、そういった町の内外の方々とともに、実現できるように進めてまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） はい、6番、坂本です。

そうですね、何といいましょうか、現在の活動状況を報告していただきたいということと、残されたスケジュールが、今6月ですからあと半年ほど、それでこの30年度、実施計画4月当初の議会でも出されていますけれども、今のそのスケジュールでこの目標がどれだけ達成されるのか、どういうふうには町としてはイメージされているのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点が、現在の進捗状況でございますが、現在雇用創造協議会実践支援員、事業推進員の中で、端的にはそのセミナーを今年度、3月までにしていきますということで、今回事業内容に挙げております各項目に応じた講師の方々の、今選定に当たっております。

この講師の方々と連絡がとれ次第、7月、8月から残された3月までの事業計画を既に立てておりますので、その計画に沿うようにセミナーを開いていきます。

現状のまた特産品の開発等につきましては、計画に挙げております可能性のある企業さんのほうに足を運びまして、適時企業さんのほうとお話しをしながら順次進めていくように、こちらのほうも現在進めております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。この実施計画の中でいろいろ盛りだくさん書かれてはおるんですけれども、笠置町の特産品、商品開発で、笠置を象徴するキジを用いたレシピを開発し、移動販売により販路拡大を行う。地元業者の指導のもと、荒廃農地を利用した養鶏

を行うことで雇用拡大にもつなげ、継続的な供給と1次産業のバランスの統制、人口増加に資する事業にすると、物すごい壮大な計画になっておるんですけども、どういうふう to 実現するプロセスを歩んでいかれる、これは3年の事業だというふうには認識しているんですけども、では具体的にこの1年目はどういうことをなされるのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の質問、具体的にキジを活用した商品の開発という御質問でありましたが、現在進めておりますのは、例えばキジというものを中心とした養鶏場の確保を笠置町の中で進めることによりまして、町内の中で新しい経済なり商品が動くということを今念頭として進めております。具体的に、既に先週そういった関係者の方々とお会いいたしまして、この計画をどのように進めるかといったことを、具体的にお話を進めさせていただいております。

3年間の計画ということでございますので、今年度どこまでできるかというところでございますが、具体的にはきちんとした可能性、事業計画などをつくりながら、この特産品を生かした商品づくりということに取り組んでまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 事業計画ができた際はぜひお見せいただき、夢を語っていただきたいなと思います。本当にこの計画を見たらすごい、本当にできるんかというぐらい大きな夢を掲げているわけですから、夢は言うものではなくかなえるものなので、その実現に向けて本当にいろんな方々と力を合わせてやっていていただきたいとともに、きちんと行政もバックアップし、報告をいただけるようお願い申し添えます。

続きまして、地方行政についてお聞きしたいと思います。二元代表制について。

二元代表制は、日本国憲法第93条に基づく地方行政の根っ子です。間接民主主義の住民代表である首長と議会に二元化されており、首長は団体自治を執行し、議会はその行政の行動を監視していく役割があるというふうなことが大筋ではあります。

笠置町の地方行政は、今二元代表制をいかにお考えでしょうか。町長、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員おっしゃられていましたように、首長と議会は直接住民の方から選挙で選ばれ、首長は行政の執行権を、議会はその執行をチェックしていく、その2つが機能して練り抜かれた施策が展開されていき、町民本位の施策を進めていけるというのが二元代表制の大本だと思っております。

最近専決など執行しておりますことは禁じ手であります。こういう禁じ手を行使していかない、そういう前提で議会でも政策に対する議論が活発にできますよう、案件を上程していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） では、町長はどうしたらこの二元代表制が笠置の中で確立されるのか、「ああ、議会と行政両輪で回るとな」とイメージできるような動き方はどういったものだとお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 行政側からいろんな施策や提案する場合におきまして、やはり前もって詳しく説明をさせていただき、そこでの活発な議論を起こしていきたい、それを議会でもつなげて議会で十分な政策の議論をしていく、そのような仕組みをつくり上げていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

なかなかちょっとふわっとしていて難しいなというのがあるんですけども。例えば町職員が、本当に町長が目指す二元代表制がこういうものだというものがあって、末端の職員まで今その思いって伝わっているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） こういうことに関しましても、今最低月2回の課長会議を開催しております。こういうことにつきましても課長間、また私らも含めて、こういうことにつきましてもいろんな議論を重ねているところでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 町長に質問してもちょっと何か難しそうな感じなのでどうしようかなと思っているんですけども。

僕が思うに、やっぱり議会に対しても町長はもうちょっとコミュニケーションをとることを僕は要望したい。というのは、やっぱり二元代表制である住民自治のほうが、直接住民さんが町長に「これして、あれして」と言うこともあるでしょうけれども、やっぱりこの議会を通していろんなことを決めていかないといけない。その中で、やっぱり笠置町の議会というのは他府県から見たらやっぱり議員の数も少ないし、簡単に物事決まるんやないかと思われがちだと思うんですが、僕はやっぱりこの立場に置いていただいて、「ああ、これ7会

派あるんやな」と、十人十色とはよく言ったもので、もうこれ7人別々なんだなと思うことがやっぱりありまして、大きい町に行けば会派があって、会派ごとにいろいろな意見をまとめ、議会に臨むという形もいろんな議員の先輩方、お仲間ができた中で教えていただいたこともあってね、それを笠置町と照らし合せたときに何かバランスが違うということをよく思いまして、きょうこの質問をさせていただいたんですけれども。

笠置町は、僕すばらしい議会だと最近よく思うことがあるんですけれども、何か足りないなと思うときに、場づくり、話し合い、話の仕方、まだまだやっぱり足りないなと、僕自身も思いましてきょうこの質問をした最終的な出口はなかなか見つからないんですけれども、町長がやはりもっと見える町政、職員に対してもそうですし、議会に対してもそう、住民に対してももっともっと行政ってこういうことをやっている、議会というのはこういうことをやっている、町長というのはこういうことをやっている、だから町って動くんやっていうことをね、ぜひ住民さんはだから笑顔があふれるんやということ、確立できる二元代表制というものを追い求めていただきたいということを要望として、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、小学校教育について質問させていただきます。

笠置小学校の児童数減少の問題についてなんですが、現在有志において、改善に向けての動きが少しずつ起こっております。町としてこの動きに対して協力する気持ちはあるのか、しないときはしない理由と、町として小学校存続に向けての構想はお持ちなのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置小学校は、現在25名であります。複式学級の枠組みを1つつくらなければならない状況でございます。当然25名を割ってきますと2つの枠組みをつくっていかねばなりません。当面3年、4年の間は25名を保っていますが、この先は25名を切ってくるのが目に見えております。さらにその先は20名を切ってくる、そういう可能性が目に見えております。そういう状況になってから手だてを講じるのは遅過ぎます。そういうことを見越して、今から児童減少の手だてを打っていく必要があると考えております。

坂本議員が今おっしゃられました、有志の中でそういう動きがあるということを受けまして、今どういう内容かまだ存じ上げませんが、行政として一緒にやっていけるものならば一緒にやっていきたい、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

前の前の議会ぐらいですか、児童数減少とか小学校教育のことに対して質問をさせていただいたときには、魅力がもっともってできないとそういう施策を考えていけないという話でしたが、有志がそろったときにはそういうふうに協力してくれるというふうな答えに思いました。

やはり、1つ僕現在そういう団体の活動もさせていただいてまして、笠置小学校ってやっぱりすばらしいなと思うことがいっぱいあります。町から小学校が消えるというのは、なくなつた、統合された学校の親御さんたちと会うことも今はいっぱいありまして、よく聞かせていただくのは、やはり子供がいないと始まらないと。何もみんなそこにいる住民さんが「じゃ、次これやろう」ということが起こらない。やっぱり人・物・金、この中のことと人がおらなければ、何ぼお金を投下しても一緒やし、前を向かないと。子供というのはやっぱり必須なんだと思います。どこを切ってもやっぱり町の未来というのはあの子たちが僕らの背中を見て引き継いでいってくれるものだと思いますので、この有志、大きくしていきますので、また町として協力いただけるように、何とぞよろしくお願いします。

最後に、町営住宅についてお聞きします。

現在の町営住宅のあきは幾つあるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在の町営住宅のあきは幾つあるのかという御質問でございます。奥田住宅につきましては、管理戸数27に対しましてあきは5戸でございます。後谷住宅につきましては、管理戸数10戸に対しましてあきは2戸でございます。有市住宅につきましては、管理戸数36戸に対しましてあきは18でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 6 番、坂本です。

あきの活用方法というのは、建設課では検討されておりますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えします。

町営住宅の空き部屋といいますか、空き室の活用方法について計画を持っているかという御質問でございますけれども、空き室の利用につきましては、公営住宅以外、特に活用計画は持っておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 課長にお聞かせ願いたいんですが、利用が困難な理由とかというのはどういうことが考えられるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えします。

町営住宅のあきの活用の利用が困難な理由というのは何かという御質問でございます。まず、1に老朽化が非常に激しいことが1つあると思います。また、公営住宅法の定めにもあるんですけども、住宅以外の利用計画というものを位置づけていないというのが理由にあると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

公営住宅法に基づく中で、用途変更等のイメージを検討するんですが、用途変更をするときに出てくる課題とといいますか、クリアしなければならないことというのは何かありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅の用途変更ができないかという御質問でございます。それに対していろいろ課題はないかということでございます。

町の方針として用途、利用の目的がはっきり定まりましたら計画に位置づけまして、用途変更も可能であるようでございます。しかしながら、国の交付金を受けてつくったこの町営住宅でございます。内容の変更によりましては交付金の返還という話も出てくる可能性があるようでございます。

また、国の交付金を使って建てた住宅を、建てかえではなく公営住宅の定め以外の用途に変更・廃止ということをした場合は、つまり国では、住宅支援のもう必要が笠置町ではなくなったとして、今後建てかえや新築の計画をしても交付金がつかなくなる可能性があるということでございます。そういったことも用途変更・廃止等をする場合は十分考慮した上で検討・協議を進める必要があると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。なぜきょうこういう質問をしたかといいますと、先月23日、大阪のほうで移住呼びかけ人としてセミナーに参加させていただきまして、最後のテーブルワークで枚方の方が家族3人で笠置町で移住を検討していると、考えてもいいよという話が

ありまして、やはり今笠置町にある資源という、見えている人には見えている魅力があって、考えたいという人がいた場合に、お試し住宅があると、お試し住宅はあるんですけども、まだどういう動き方をするのか僕らまだ見えてないところがありまして、そういうところに公営住宅があるよという話ができるのかどうかとか、それこそお試し住宅に住んで、住んでから公営住宅に住み、その間に土地を探してみたいな流れが移住施策として組めないのかどうか。

今、奥田住宅のほうでは取り壊した後を駐車場として利用しているというふうなことで、また新しい小さい家族向けの公営住宅が建てられないのかどうか、前を向いた話ができる可能性が今の住宅にあるのかということが今回知りたくて質問したんですけども。課長の話を聞けば可能性はゼロじゃないと、やるかやらないかを決断することができるカードもあるというふうな、僕は答えだと思いますので、町長、今の課長の話を聞いてぜひ取り組みたいと思われるのか、可能性があるのかないのかどっちだと思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大阪での移住・定住のそういう催しにおきまして、そういう方がおられるということにつきましては報告を聞いております。また、それ以外にも家族の方が笠置に移住していきたい、そういう方も聞いております。

今、受け皿につかましているいろんな問題を抱えておるわけでございますけれども、やはり今ある公営住宅を何とかそういう方に利用していただけるような、やはり取り組みが必要かと思えます。課長からも報告がございましたが、可能性はゼロではないと私もそのように認識しております。その可能性に向けていろんな制度、また、京都府さんや国の指導も得ながらこういうことが実現していきますよう努力していきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

町長も前向きに考えていただけるということなんで、本当に移住呼びかけ人ってすごい、今2年目、3年目とかになってくるんですけども、すごいいい活動になってきたと思っています。笠置のことをよく見ている人たちが、ああこんなにもいるんだなという機会を多く与えていただいています。悲しいかな、やっぱりそこへ最終的に就職、居住、ここでいつも引っかけます。これを絶対打破しないと、前へ進まないんですよ。笠置って確実に住みたいと思ってくれている人がいるんですよ。しかもお子さんまで連れてきていいと言ってくれる方が本当にたくさんいる。この人たちの思いを僕らもやっぱり仲間として迎え入

りたいと常に思っているんですけども、いかんせん、居住と仕事で断念してしまいがちになってしまいます、お互いに。それをやはり町として本気で一刻も早く取り組んでいただきたい。もうパーツはそろっているはずなんですよ。ね、その点と点をもう今年度できちんと線を描いて、笠置に住むとこういう幸せを感じられるよという町をつくっていただきたいし、それに対して僕も協力したい。そういう思いを持っておりますので、ぜひ一刻も早くそういう枠組み、取り組みをつくってほしいという要望で、今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

この際10分間休憩します。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと一般質問一番最後で非常に疲れたんですけども、町長、今度私の答弁については責任のとれる返答をお願いしたいと思います。また、いろいろ、このいこいの館について皆さんも説明されていますので、しかし私は私なりに質問させていただきますので、返答よろしくをお願いします。

1番目の、いこいの館に関する報道についてですが、5月18日、町長把握せず工事という記事が出ていますね。これは、前のときは契約、自分ではないという発言されていますね。この経過をちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 5月18日の新聞報道につきまして、抗議をした経過がございます。この記事の内容は、たしか、いこいの館の開館につきまして、こちらまだはっきりとした日を発表していないのにもかわりませず、新聞報道で何月何日にオープンをすると、そのようなことが書かれておりましたので、そうではないということを抗議した経過でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけありません、全く勘違いをしておりました。

5月18日付の新聞報道は、町長把握せず工事をした、笠置町いこいの館、契約自分

ていないという発言についての報道でございます。これにつきまして、抗議をしたという経過はございません。このことにつきまして6月の定例会の前に特別委員会で報告をしていく、そのような内容でございました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

質問する前に、私は責任ある回答をしてくれとお願いしたはずですけどね。なぜ私の1番目の話からこういうぐあいに提示されるような回答出てくるんですか。そういう点どうなんですか。ただ、自分が契約知らなんだ、判こも押していない、自分の書いた字じゃないということを議会でも説明されているんですよ。

それで、6月1日新聞に何て載ったか御存じですか。「支払い契約、説明受けた」とある。これ、1つ間違えば公文書偽造に当たるのではないですか。知らんと言っておいて「説明を受けた」、これは一体どういうことですか。この経緯を町民に説明されましたか。こういうことは町長にあるべきことじゃないと思います。町長、その点どうですか。簡単に経緯を説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このLED工事につきまして、工事の内容、またクレジット契約におきまして、口頭により担当の職員から報告を受けておりました。そのことにつきまして、全く私の錯誤でございまして、大きな迷惑をかけてきたとおりでございます。その契約につきましては違法性もなく、合法であると認識をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、なぜこう急に変わったかと、そのストーリーを説明してください。町民に今まで「知らん、知らん」と言うて、それで後から「説明受けた」、これでは通りますか。そういう意味で町民にわかりやすいように説明してくださいと言うたはずですけども。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まこと、私の錯誤であったわけでございますけれども、その後日報や契約書など確認をしていく中で、私の大きな錯誤であったということを認めました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと発言されているんですけどもね。なぜあの期間内に思い出したとか説明受けたになるんですか。こういうことを発表する前に、やはりもっと町として詳しく調査するべきじゃないんですか。そのおかげで、6カ月間、町職員3名がいつているんですよ。それでもあの回答を見ますと、何て書いてあるんですか。初め、電気部品代ですよ、リース。28年9月は。29年10月にはLED電気工事と、名前が変わっているんですよ、適用。この意図は何なんですか。その点ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのクレジット代金の支払いについての名義が変わった、名前が変更したということでございますが、その経過におきまして後者のほうの表現のほうが正しい、そのように判断をしてみました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） はい、7番、松本です。

説明が変わったと、私はそういう話をしてないんですよ。これはわかさぎとして、意図としてやられたんですか、どうなんですか。

それで、坂本議員も質問しましたが、見積書は1社、工事業者は1社ですね。なぜなんですか。また、このリース会社は何社とられたんですか。その点ちょっと説明してください。

工事は1社でいいです、リース会社の支払いはなぜ、何件されたんか、説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 見積もりは1社でございます。リース会社のことに関しましても1社でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

1社は1社でいいんですけども、行政はそういう1社しかとらないんですか。これ、工事代金は何ぼか御存じでしたか、工事代金。リース代に手数料70万円かかっているんですよ、違うんですか。これね、70万というと非常に大きい金額ですよ。

それで、また緊急を要したという答弁をされています。電気の取りかえに緊急を要するんですか。そのぐらい緊急を要する工事だったんですか。そのおかげで、金があれば別問題ですよ、金がないのに議会にも報告せず70万円の手数料を払う、これは本当のところを言う町財産をどのように思っておられるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど建設課長が答弁されましたように、こういう工事につきましてはあのような手順が必要だと考えております。いこいの館につきましてはこういう形態でなされていなかったということでした。その70万の手数料といいますか、そういうのがかかってきた大きなお金であるということは当然私もそう思っております。当時LEDにかえますと1カ月8万9,000円ほど安くなるという提案をいただき、クレジット代を払った上でも月4,000円ぐらいの節減になると、そういう提案をいただきまして、その話を理解してこの工事を進めてきたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） はい、7番、松本です。

これ、そういう話になってくると、町長これ知っていたんじゃないですか。知らんという新聞に載っていること自体がうそじゃないですか。町長は知っていてそういうことで進められたわけでしょう。これ、どういうぐあいに我々に説明するんですか、今まで知らなかった、ね。

それで、非常に回答にはうまく言って緊急を要したと、金がなかったからクレジットを使うたと、そういうのを思い出したということでしょう、違うんですか。余りにも行政についてずさんじゃないですか。これは町民は物すごい不信感があるんですよ。それと、報道、新聞、読まれている町外の方の信用度はもうがた落ちですよ。その責任は非常に大きいと思います。京都府の府庁なんかはどうですか。笠置町の町長として本当に認めてくれるような発言ですか。

この前、町長は給料を100分の20カットする、そんな問題じゃないんじゃないですか。金でことを済ませようとする考えですか。この落ちた信用をどのように回復されるのか、その取り組みはどうか。

それと、町民のみんなに残った不信、そういう気持ちを、我々は重荷を背負って生きていくんですよ、笠置の町民は。だからこういう点、町長はどない思っておられるのか、答弁してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） お金でこの問題が解決できるとは全く思っておりません。1つの私のけじめとして、ああいう措置をさせていただきました。やはり町民の方、また議員の皆さん、また京都府府民の方、京都府に対しまして、すごく笠置町の信頼を失墜させてしまいました。

そのことにつきましては、このけじめを境にして信頼回復に努めていかなければならない、そのような思いでございます。行財政改革やまたいろんな面におきまして、笠置町よくやっておると、そういう思いを持っていただけますような、これから町行政運営に頑張っていかなければならない、今はそういう気持ちであります。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

6月8日の報道上、町長自身処分とある。そういうあれじゃないですか、見出しは。それが100分の20で処分されたと思われるんですか。私はこの問題について反対したはずです。こんなんで済む問題じゃないですよ。その点、今の答弁でみんな納得するんですか。その点どうなんですか、くどいようですけれども。もう一遍何かあるごとに町長は「政治生命をかける」、非常にいい言葉を使われますよ。どうするんですか、この不信を。今の答弁で皆さん信用できますか。私はできないと思います。もう一度根底から見直す対策をお願いします。説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何回も申し上げますけれども、給与のカット、それだけで私の責任がまぬがれるとはみじんも思っておりません。1つのけじめとしてそれからスタートさせていただきたい、そういう思いでああいうことをさせていただきました。

どういう形で改革を進めていくのか、そういうことでございますけれども、こつこつやっしていかなければならないと私は思っております。何回も言っておりますけれども、事務処理のあり方や報告、連絡、相談、そういうのも徹底して庁舎内の改革をやり、町民の皆さん、また議員の皆さんから信頼をいただくような庁内管理をしていきたい、そのように今は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、自身に処分という報道があると話ししましたね、これ、7日にいろいろ話しされたと思うんですけれども、本当に町政を思うんだったら6月3日にリニューアルオープンしたつむぎてらすも非常に大きい式典をやりましたね。そういうときのPRをなぜしなかったんですか。自分の身の保身のための文面じゃないんですか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 6月3日のかさぎひろばのオープン記念式典、笠置町にとりましては待

ちに待っていた施設といたしますか、そういう広場がやっとできた、オープンできたということにつきまして非常に喜んでおるところでございます。これからかさぎひろばをいろんな方々に対しましていろんなサービスができ、また雇用が生まれ、交流ができる拠点としてこれからますます充実をさせていきたいというふうに考えております。

そのPRをしなかったということでございますが、町内外、また京都府に対してもこのかさぎひろばオープン記念につきましては広く宣伝をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 私は、こういう自分のことじゃなしに、こういう事業をやって笠置町を引き立てていくというような意味から、マスコミを通じてなぜPRをされなかったかということを知っているんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このことに関しましては、記者発表をさせていただきました。6月3日の何日か前には京都新聞さんにも取り上げていただきましたし、その翌日には読売新聞さんに記事を掲載していただきました。すごく内容も笠置にとってすごく喜ばしい内容であったと私は確信しております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番。

もう一度お尋ねしますけれども、なぜそのときにもPRされなかったんですかということを知っているんですよ。なぜこの自分の処分だけを発表されて、ほかのことはなぜ再度されなかったかということを知っているんですよ、意味わかりますか。こんないいチャンスないんですよ、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） その記念式典の場におきまして、こういうことの経過を言うべきであったということだと思っておりますけれども、式典の席上こういう発言はいたしませんでしたが、個々心配をしていただく首長さんや関係者の方には声をかけていただきまして、こういうことの事情を説明させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう、こういういこいの館は聞いても一向に進歩はありませんので、163歩道についてお聞きします。

町民の安心安全の面においてその後どうなったか、具体的に説明をお願いします。3月の答弁で一時休止しているとありましたが、町の熱い思いを届けて事業化に向けてオール笠置の体制で取り組んでいきたいと返答あるも、体制はどのようにされたのか。また、その中の内容で歩道から有市地区冠水の話が出ていますね。なぜ変わったんですか。

それと、変わった理由、冠水してそのときの町長にはどういう答弁されましたか。あの国道、水がつかればという話でしたね、冠水すれば。あそこ水つかる、今の歩道のところ、もし土砂崩れがあったらそんな問題じゃないでしょう。ことが何か発生すれば、府から何か言ってくれば積極的に話を進めるという答弁はその都度されていますね。それから以後、何回行かれたんですか。結果はどうなったんですか。あの冠水の工事、具体化で進んでいるということになっていますが、どこまで進んでいるんですか。

1回に言うと大変ですけども、冠水に変わった理由、道の有市地区の、その理由は何だったのか。それでまた、府のほうに話しに行かれた、何回行かれたんか。ちょっとそれ答えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 冠水、有市地区の冠水につきましては、京都府さんにおかれましてはここを緊急的に、第1次的にする箇所だと位置づけておられます。163は第1次緊急避難道路と位置づけておられます。そういう災害におかれまして道路が遮断される、そういうことがあってはならない道路でございます。そういうことで京都府さんは、冠水の起こるところをいち早くそれを対処していきたい、そういう京都府さんの指定でございます。

例年3月にその年度の府の工事を説明していただきます。今年度は人事異動の関係で6月21日に説明をいただきました。その中で163号線の拡幅につきましても強く要望をいたしました。今年度から新しい所長さんに変更されて、ちょっとニュアンスが変わったのかなという思いを持ちました。将来を見据えて考えていきますと、そういう答弁をいただきました。少しでも前向きに考えていただける可能性が強くなってきたと、そのように考えております。

当面は看板が見えにくくなっておることや、竹などで見通しが悪くなっておりますので、写真を撮りましてそれを京都府に届けさせていただきます、できることから改善をしてください、そういう要望をしてきたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

1次救急輸送ということになっていますね、指定を受けたと。なぜ歩道からこれに変わったかと私は聞いているんですよ。どういう交渉をされたんですか。これは平成10年から話進んでいるんですよ、歩道については。20年経過しているんですよ、なぜ急に変わったんですか、その点ちょっとお答えください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

163号線の歩道の設置から有市の冠水対策に変わったというわけではございませんで、昨年10月21日にまた冠水いたしました。そういったことで、国のほうもその事実を受けとめまして、国のほうも今までは道側が対応するというようになっておったんですけれども、国のほうもやはりこれはもう放っておけないというような流れの中で、河川との協議を含めた中で、これはもう対策を講じていかならんということで、新しい流れができた。

現在の取り組みといたしましては、木津川上流河川事務所との協議を進めているというようなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いろいろ具体的にということで、町長は前にも有市地区については一応、具体的に進んでいるという話をされていますね。しかし、その前の歩道は全然話進んでいないでしょう。その点どうなんですかね、本当にやる気があるのか、ないのか。

それで、ことあるごとに要望しているという方法なんですけれども、どういう方法なんですか。もうそんなん、もうどうでもいいですわ、もう。できるだけ、冠水やったら冠水、できるように対策、早急にとってください、163。163ですから、笠置だけではないんですよ、駒返もあるんですよ。大河原もあるんですよ、ずっと。それになぜ有市地区の冠水が問題であって、1次輸送ということ指名されたんか、そういうことをわかっていますか。

例えば道路計画書、あそこは何て言うてるんですか。もう一度聞きます、何て言うてるんですか、あそこ、あの部署は。説明してください、行かれていたらわかるでしょう、話が。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけありませんが、その箇所についてどういうふうな名称で言われているのか、ちょっと今のところ存じ上げておりません。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 私も松本議員の御質問、私も名称については町としては最も

危険な対策の必要なところという認識はしておりますけれども、名称的には存じ上げておりません。申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

以前に府が何か言ってきたら積極的に動くと言われましたね。今回は1次に変更になったわけでしょう。それだったらなぜ動かなかったんですか、歩道のほうに。

それとまた、町として要望活動を続けていきたい、もっと大きな声を上げていかなければならない、その体制を考えていきたいと言われましたね。その体制はどこまで進んでいるんですか。以前私はプロジェクトを組んだらどうですかという話もしたんですよ。体制はどこまで進んでいるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 具体的な体制づくりにはまだできておりません。こういう組織につきましては、行政だけではなく地元の住民の方、また議会の方、またいろんな関係団体の方とも相談をさせていただきながら、そういう組織をつくっていくべきだと考えております。そういうことも考えながら進んでいきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ちょっと、答弁する担当者は挙手して、大きな声で挙手してくださると、見えにくいんです。だから、挙手して大きな声で。そうしたらこちらから指名できるんです。ちょっとわかりにくい、お願いします。

松本君。

7番（松本俊清君） 町長の答弁聞いていますと、ますます不審に思うんですね。信用できないような話ですよ。議会の答弁もこういうぐあいにならているんですよ、体制を考えていきたいと。この言葉は163だけじゃないんですよ、いろいろの面でこういう言葉を使っておられます。本当に言葉のあやとか、そういうのをわかって発言されているのか、ね。議会の答弁だけでことを済ませようとしているのが、私は物すごくそれに不信感を感じます。建設課長ともども、一応前向きに検討してもらって、早期完成をお願いしたいと思っております。

続きまして、切山地区の荒廃農地についてお聞きします。

切山地区は以前、町全体を見渡しても荒廃農地再生は笠置町にとって大きなウエートを占めると考えていると答弁されました。リセットして新しい発想を展開していきたいという発言でしたね。それでワイナリー、ブドウ畑がありきではないという発言されました。間違いないですか。

しかし、切山地区の皆さん、そして町長が行かれて何と言われたんですか。この問題は不
退転で取り組むと発言されていますね。しかし、今までの発言ですと業者がどうこう、区民
がどうこうという話じゃないでしょう。町長がこういうことでやると言われていました。ま
だ新年度から新しい組織で取り組み、町長はやると発言されています。その責任はどうと
るのか。

ワイナリーは不退転という言葉が発せられているんですよ。その点どうなんですか、なぜ
話が変わるんですか。その説明は切山地区の皆さんに現状を報告されたんですか、農業委員
会にも報告されたんですか。しかし、前回では一回もしていないという答弁でした。これは
どういうことですか、何をやろうとされているんですか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、議員の時代から、切山地区におきます荒廃農地の再生につきまして
は、笠置町に大きな産業を生んでいく、そういう思いで一定、質問もしたことがございます。
その思いは今も持っております。

切山の荒廃農地取り組みにつきましては、参入していただく企業さんがいろいろトラブル
がございまして、現在2社とも完全に撤退してしまった状況に今はなっております。町とい
たしましては優秀な民間事業者を何とか探しまして、こういう取り組みができますような話
を進めていきたい、そういうふうを考えております。

切山区民の皆さんとははっきりした報告会などまだできていないのが現状でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

できていない現状という話ですが、しかし地元の切山地区の皆さんに説明に行かれたんか、
行かれないのはなぜなんですか。農業委員会も前回の説明はやっていないと、それでその反
面いろいろな方面からの意見などをいただきながら事業を進めていきたいと発言されました
ね。ましてJAの意見なども聞かせていただいていると。新しい体制をつくり、この担当す
る課もしっかり立ち上げて話しを進めるとありますが、担当課は決まったんですか。その進
行はどこまでいっているのかお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今現在、庁舎内におきましてこの事業を担当する課というのは、まだ決
まってはおりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長、これね、きょう言うてきょうの話じゃないんですよ。なぜ決まらないんですか。町長はここで、みんなの前で、議会でそういう話をされたでしょう。これは町長、ちょっと一遍見てください、議事録を読んでくださいよ。なぜ決まらん、いつやるんですか。

報告ください、いつやるんですか。考えているだけではだめなんですよ、もう。動くときなんですよ、いつやるんですか、町長。試案を出してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今までずるずると来てしまいましたのは、やはり企業さんに対して期待感がありまして、そういう指導もお願いもずっとしてきたわけですが、なかなか応えていただけなかった、そういう期間が余りにも長かったということで、今は反省をしております。

こういう体制をいつ立ち上げるのかということでございますが、庁舎の中も鑑みまして、できるだけ早急にといいますか、こういう答弁ではだめなんだろうけれども、そういう答弁せざるを得ない、今そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

この前の答弁で、企画観光課がなくなったとき質問しました。そのときは商工観光課ということになったんですけれども、それはどこでするのかという話になったとき、総務課が担当するという発言、中に入ってやるということになってますね。それはどうなんですか、お願いします、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきましては、課をまたがったの事業になるかと思っております。建設産業課におきましてはそういう農地のことも絡みます。また商工観光に関しましても今までこういう事業をやっていただいた経緯もございます。総務財政課におかれましては企画の部分が入っております。そういうことを鑑みまして、課を縦断しての取り組みになっていく、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、前の返答では総務課という形になったんですけれども、これ、総務課としてできるんですか、長期のビジョンは。それで副町長はそれが一つの備えの案ということになってい

ますが、これは本当に笠置町の5年、10年先の企画のビジョンはどのようにされるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この荒廃農地再生につきましての企画、そういう計画的なものでございますけれども、今具体的なものは立ち上がっておりません。こういう荒廃農地利用に関しまして、将来を見詰めた取り組みをきちんと整理し、つくり上げて、それに向かって進んでいくように取り組みを進めていきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、そういうことと関係なしに、将来のビジョンについてもっと前向きに検討してもらいたい。そのときばったりの返答では困りますので、よろしくをお願いします。

これで切山地区の問題については終わらせていただきます。

続きましてごみ対策なんですけど、以前にもお聞きしました。相楽東部クリーンセンターの契約期限がどのようになっているんですか。もう期限が来ていると思うんですよ、その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、相楽東部クリーンセンターは地元との公害防止協定によりまして、処理施設の処理業務期間は業務開始から20年間とし、その後は処理業務期間の延長及び処理施設の再建は行わないとされ、その期限が平成31年3月末となっておりますことから、相楽東部広域連合では現在の施設使用延長に向けて鋭意努力して取り組んでおられますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 契約が31年で切れるということで、それ以後どうするのか、笠置町としてどうするのか。それと、相楽東部、和東・南山城トップはどのように考えておられるのか。これ、31年で事業が終わった場合、あの建物の利用はどうされるのか。もし、こぼつとなれば、その経費はどのように算出される予定か、ちょっとまだ先の話ですけども、ちょっと町長の意見をお聞きしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 31年度の当初におきまして、ごみの収集運搬が滞る、そういうことは

絶対あってはならないことでございます。そういう思いを込めて、今連合として取り組みをしております。

課長のほうからも先ほど報告ありましたが、31年3月で公害防止協定が切れます。そのことにおきまして、連合といたしましては今あるクリーンセンターの継続をお願いしていく、また民間委託も視野に入れる、また西部塵芥への加入も検討していく、そういう3つの今選択肢がございますけれども、西部塵芥への加入につきましては31年度当初ではこれはかなわない、そういう状況でございますので、今連合といたしましては地元との継続をお願いしてきているところでございます。そういう相手もあることですので、これがいつ了解をいただくのか、そういうことも未知数でございます。そういう場合が起きた場合は、当面緊急避難的に民間委託をお願いすると、それで民間委託をお願いもしながら、続けて今あるクリーンセンターの継続も継続してお願いをしていく、今そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、笠置町としてどうしていくのかということ聞いたんですけれども。そうしたら、よく話出ますけれども、廃棄物処理並びに清掃に関する法律ありますね、第4条第1項、これは業者に頼まれるということですか、もしなかった場合は。自分の自治でやらなあかんことになって処理するという形になりますね。それはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 廃掃法におきましては、自分のところのごみは自分ところの行政であるというのが大前提でございます。笠置町におきましては連合の枠をつくりまして、その中でごみ処理計画をつくっております。笠置町といたしましては、この連合の枠組みを崩さずこれからもごみ処理をやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長ね、答弁してもらおうとき、これ一貫した話で持っていつてもらいたいですね。いろいろ話が変わるじゃないですか。町長の方針にもっとしっかりした、町のトップですから、私はこうしてやるんやという方針を立ててもらって答弁してもらいたいですね。

これまで、12月もこれ説明しているんですよ、聞いているんですよ、私20日に。そのときの答弁とどうですか。全然変わってきているでしょう。だからもう一度この議事録見てもらったらわかりますよ、どういう答弁されているか。だからやはり自分はこうしてやる、町

民をこの方向で引っ張っていくという強い熱意が私は欲しいと思いますね。その点よろしく
お願いします。わかりますか、もっと強い熱意でやってもらわんことには。ごみ対策ですよ、
どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみ対策につきましては、一貫して連合を維持して笠置町もそこに加入
をさせていただきながらごみ処理をしていきたい、そのような思いはずっと持っております。
先ほども申し上げましたように、今クリーンセンター、地元の方へのお願いをやっているわ
けでございますけれども、それが期限が過ぎてしまうようなことになれば民間委託をしてい
くと、その民間委託につきましても、将来笠置町のごみはどうしていくんやという、そうい
う計画があってこそ民間委託をしていけるものでございます。期間は3年ぐらいと私は聞いて
おります。あくまでも緊急避難的なものでございますので、町といたしましてはその連合
の方針に持って南山城さん、和束町さんと一緒にごみ処理をやっていきたい、そのような思
いは一貫しております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） ごみについてもう一度ちょっと一返答はいいですよ、多分わからないと
思いますのでね。

現在、ごみの収集は、笠置町は何トンですか。それに対する経費はどれぐらい払っておら
れるのか。また、これが先ほど言われましたように民間に委託するとなれば、少ないほうが
いいんですよ。だから町としてはどういう方法でごみの量を少なくしようとやっておられる
のか、分別収集をやるとか、そういう細かいことの案はあるんですか。もう返答はいいです、
もう時間ですから。

最後の質問に入ります。この前、大倉議員からありましたね。奈良市と包括協定について。
町長は進めると答えられました。どこまで進んでいるんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件に関しましては、前回の議会におきまして大倉議員のほうから提
案をいただきました。私といたしましてもこれは笠置町にとりましてすごく有意義、有利な
ことと思っておりますので、ぜひとも進めていきたいと考えております。当面今は笠置町と柳
生の観光協会の今つながりを模索していただいております。これにつきましてまた奈良市の
観光課のほうにも出向いていっていただく流れになっております。そういう積み重ねにおき
まして包括協定に結びつけていきたい、そのような思いを今は持っております。

相手がおられることですので、こちらだけの思いだけではいけませんけれども、 の実現に向けて笠置町としては積極的に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） やはり、これは一応やるという話で進んでいます。しかし、今の答弁でしたら相手があることだから、のらりくらりと風見鶏じゃないですか。もっと笠置町として芯ある交渉をやるべきじゃないんですか。

今交渉していると、柳生のほうもありましたけれども、どこが担当してやっているんですか、どの課が。その点どうなんですか。まして、奈良市にどのぐらい足を運ばれましたか。簡単にこれはやると答弁されているんですよ。しかし、答弁された以上はそれ相応の行動がなければだめだと思うんですよ。話によるとこういう話ばかりなんですよ。前の163も相手があることやからという答弁されていますね。相手があつて当たり前なんですよ、ね。それで考えております、考えておりますってね、それでは本当に通らないじゃないですか。もっと町長としての固い意思を表明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私が奈良市に直接行ったことはきょうまでございません。先ほども申し上げましたように、観光の面から突破口を開いて、そういう大きな協定に結びつけていきたい、そういうふうに考えております。そのことにつきましては商工観光が担当していただいております。そういう流れの中で府道とも奈良市とつながっておりますし、災害のこととかも協力をさせていただける、そういうような思いもございます。取り組んでいくとかそういう言葉ばかりだと言われております。そのとおりだと思いますけれども、事業の重要性も考えまして、実際行動を起こしていくように、そのように進めていきたいと考えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

きょう、一般質問を5つしたんですが、前向きに成果が出るようお願いしたいと思いません。

これで質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後0時9分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 大 倉 博

署名議員 坂 本 英 人